

第2回 東佐井寺留守家庭児童育成室 運營業務委託説明会 要旨

令和2年11月1日(日)

東佐井寺小学校 多目的教室

【出席者】 木戸：地域教育部長、道場：地域教育部次長
岡本：同参事、稲垣：放課後子ども育成課主査

【吹田市より配付資料の説明】

【質疑応答】

保護者：資料3-1のところのスーパーバイザーの業務に関する回答について、基本スーパーバイザーの方は、発達面で気になる児童や配慮を要する児童の確認をするのが主な内容となっているということですが、前回の質問に回答頂いた資料4のところには、委託後の子供たちに関する事で、ちゃんと保育ができていないかという質問に関してスーパーバイザーが定期的に施設訪問という言葉が何か所か出てきました。結局のところ、今回の回答では気になる児童や配慮を要する児童を確認するという仕事なので、報告ができませんという回答になっています。前回の回答と相違している、全体を見ていただいているとこちらは把握していたのですが、前回を見た結果を私達は知りたいのであって個人の誰がどう変わっていったのか知らせてくれということに多分一言も書いていないと思いますので、全体の様子について報告を受けたいという意味での質問をさせて頂いています。スーパーバイザーの方の業務内容がすり替わっているように思いますので、そちらについての答えを頂きたいということがひとつです。もうひとつは、コロナ禍についてのマニュアルをしっかりと入れてくれるということを多分前回お話をさせて頂いていると思うのですが、仕様書の方は一文が入っていますが、選定基準の方にコロナ対策をちゃんとしているかどうかということに関しての文が一切ないので、この点数そのものに何点分か配点を入れてくれということではなく、今年だけでもしくは今年と来年だけしか使わないようなものであれば、その分、別枠で配点を100点なり付けて対策をしっかりしているかどうかプレゼンをして、ちゃんとやってくれると確約してくれる業者でないと安心して私達は子供を預けることができないと思います。この選定項目のところに入れてくれると言っていたものが何も入っていなかったというのが感想です。それについてどうなのですかということと、仕様書の改定項目のところについて、資料1の6 指導員の配置 (3) その他ウについて、前回もお話させて頂いたかと思いますが、未成年に対する性犯罪歴の有る者は配置しないということにはなっていますが、犯罪歴全般のという形では、市の仕様書で有るので、排除するという事は難しいとい

うことはお伺いしたのですけれども、未成年者に対する事業でもありますので、性犯罪だけでなく未成年者に対する犯罪歴の有る者を配置しないというようにできないのかという疑問です。以上3つの質問をお願いいたします。

吹田市：まず、スーパーバイザーの業務内容の件について、当然スーパーバイザーの主な業務は要配慮児童、それから気になる児童、それから当然保育の環境や取組内容、あるいはイベント等の内容について確認を行っております。ただ、スーパーバイザーが記載する報告書は、基本的に要配慮児童あるいは気になる児童の発達状況の記録をしているものでございますので、それ以外の全体の保育環境は報告の中では出ておりません。ただ、現場の状況に応じて個々に棚を置いたら倒れる可能性が有るから危ないということとかそういった指導はその都度行なっております。基本的には要配慮児童と気になる児童の発達状況を記録している報告書ですので、この報告書については、今のところ公開することは検討しておりません。

それから2点目の今回のコロナウイルスマニュアル選定基準におけるその評価の視点というところについては、頂いたご意見を元に検討させて頂きたいと思っています。事業者がその具体的な対応はできているかどうかというところは、確認するための視点が必要かと思っておりますので、検討させて頂きたいと思っております。

また、性犯罪歴者の採用の排除というところは、関係法令上、今のところ排除することができません。ただ、仰っている内容は理解できますので、国の動きを注視しながら採用の条件を検討していきたいと思っております。

吹田市：少し補足させていただきます。スーパーバイザーの報告の関係について、保護者の方が求められているのは、育成室全体の保育の状況がどうかということを保護者にも知らせて欲しいということだと思います。

スーパーバイザーはもともと公立保育園の園長等を経験した者ばかりですので、一定保育についての知識もございます。今現在スーパーバイザーが提出している報告書というのは、配慮を必要とするお子さんの状態が記された報告書であり、それをオープンにするのではなく、育成室がどのような状況で保育を進めているということを保護者の方に知らせられるような方法については、今後どのような形でできるか検討させて頂きませんが、何とか育成室の様子や状況を報告ができるようには考えさせて頂きたいと思っております。

保護者：資料3-1、8、選定基準について、先ほどの資料2で配点を書いてあり、合計1000点中650点以上、これが低いか高いか見たところ判断はできませんが、配点のばらつきというか650点以上でしたら最低ラインの合格ということですか。

吹田市：各選定委員によってばらつきが出てくる場合がございますし、それを想定した上で資料3-1の5ページ目の回答の3行目、選定にあたっては「出席委員の半数以上から採点合計650点以上」かつ「出席委員の採点合計の平均が650点以上」というところで、当然ばらつきが有るものと思っています。

保護者：極端に言ったら資料2の一次審査の3番の配点240点ですが、これが0点でも通ることになります。他の項目が満点で760点だったら650点よりも上ですので、それでも通るといえることですか。

吹田市：確かに、可能性としては、なかなか想定し得ないと思います。

保護者：240点消えたとしても他の項目が完璧で、この業者に決定されるのであれば非常に怖いと思います。

吹田市：3番の240点の項目が丸々抜けているとしたら、他の項目も非常に問題のある業者だと思いますし、出席委員の半数以上から採点合計650点以上かつ出席委員の採点合計の平均が650点以上クリアできることを前提としておりますので、可能性としてそれは無いかと思えます。そういったご意見は、選定にあたってのご意見として資料2、14ページ以降はその辺のことも明記していますので、頂いたご意見も参考にさせていただきます。

保護者：資料3について、要望の方に書かせて頂いていたコロナ禍において、指導員の先生を残していただくということでご配慮頂いたことは分かります。資料3-1の方では指導員を残していくことで引継ぎをスムーズにしていったり、その後の状況把握に努めると書いていただいたりしているのですが、資料3-2、今後についての指導員の先生の処遇について現段階ではあまり明示できないと仰っていました。結局、学級担任が持てないことは、民間委託をしているという部分で理解できますが、それ以外のところが、あまりにも見えない状況で、コロナ禍において指導員の先生を配置しておくので理解してほしいみたいな感じにしか聞こえてきません。その辺りをもう少し具体的に教えて頂きたいのと、現在、当育成室に来て下さっている指導員の先生が凄く良い先生達で、今お仕事に凄く生きがいを持って下さったり、責任感を持ってやって下さったりしていると思いますが、委託先に行った後、同じ業務ができないと思いますし、精神面や子供との関わりの部分においても、子供との関わりが持てなくなりますと、その辺りが少し変わってくると思いますので、もう少し明確にしていきたいなと思います。

また、少しご指摘はさせて頂いたのですがオンラインでリモートを繋げて頂けるようになって有難いのですが、その中で今回配布する予定の資料を事前にこちらに御提示して頂いているのであれば、それが閲覧できない状況であったとしても一定の理解はできると思います。ただ言葉で聞いているだけだと「この部分がこの文字に切り替わっています」や「意味が変わっています」というのは文章があつてこそ頭に入ってくるのだと思います。そこに対してズームをして頂くのであれば、そこまでしてこそオンラインだと思います。今後、業者がもし決まるとすれば、その後の説明会が入ってくるかと思いますが、今まで以上にまたコロナに対してセンシティブになっている人や、オンライン参加を希望される方も増えてくるかと思えますので、そちらに関しましては、しっかりと対応の方をして頂きたいなと思います。

吹田市：オンラインの準備につきましては不備がございまして、資料の誤りですとか事前

にお渡しができなかったことについては、心からお詫び申し上げます。資料につきましては、紙ベースで在籍児童数分の準備ができておりますので、また後日お渡しはできるようにさせて頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

指導員の配置の具体性について、仰っていることはよく理解しております。我々も指導員の職務内容の変更による事業先での業務は相当負担になると思っています。基本的には複数名配置したいと思っており、要望書に書いております組合との協議以外にも指導員本人へのヒアリング、現場からの意見聴取というのは当然必要だと思っています。基本的には今配置している主任の指導員を想定していますが、本人に対して適宜説明して職務の内容を確定して理解を求めていきたいと思っております。人事異動の関係もありますので明確には言えませんが、担当としては、現場の主任指導員の配置を想定しているところです。

それから、職務内容については、偽装請負の可能性もありますので、その事業者と一緒に保育するということはできません。ただ現場では円滑に保育の引継ぎができてきているかの確認という言葉にさせて頂いておりますが、同じ場所に配置されますので、当然その中で保育の対応の相談とかであればその都度対応させて頂き、引継が適正にできるように対応させてもらいたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。オンラインの不備については、大変申し訳ありません。次回から改善させていただきますので、よろしくお願い致します。

保護者：資料 1-10 事故発生時の対応について、普通のことが書かれていると思って読んでいたのですが、必要に応じて学校にも連絡することと書かれているのは、必要ないということがあるということですか。小学校の中に学童保育がありますので、小学校の中で事故が起きた場合は学校の方に連絡をしないこともあるという認識ですか。事故があれば学校の中なので、学校には必ず連絡をするものだと思っていたのですが、これを見れば学校に連絡しないこともあるのだと思いましたので、どういう事例なのか教えていただきたいと思っております。

吹田市：必要に応じてということは、先ほど説明させていただいたつもりですが、軽微な事故もありますので、このような言葉で表現させていただいております。

保護者：そのような怪我でしたら学校に言う必要がないと思いますが、こちらに書いてあることで必要に応じてと書かれておりますが、学校に重大なこと、軽微なことも含め報告した全てについて保護者に連絡があるのでしたらそれはそれで困ります。

吹田市：現在、市のマニュアルとして定めているのは、首から上の怪我については軽微なものであろうがその場で判断することはないように、必ず連絡することを定めております。もちろん首から下の怪我で骨を折っているかもしれないものや病院で受診しないといけないことについては、これまでも必ず連絡させていただいております。その基準は市のマニュアルですので、このような対応をしてくださいと事業者にお渡しする予定です。

吹田市：本日は本当に長い時間、どうもありがとうございました。本当にお仕事の後、忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。また、これからもどうぞよろしく
お願いいたします。